

令和3年10月農業委員会総会議事録

令和3年10月25日午後3時00分、令和3年10月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 14名

6番	成田 繁則	委員	12番	棟方 健	委員	13番	木村 芳文	委員
14番	小田桐 明	委員	15番	奥元 勝義	委員	16番	高橋 貴志	委員
17番	須藤 秀人	委員	18番	大湯 茂八郎	委員	19番	伊藤 公正	委員
20番	堀森 弘義	委員	22番	藤田 善明	委員	23番	前田 優考	委員
24番	町田 高司	委員	25番	佐藤 剛郎	委員			

欠席委員 2名

3番	三上 幸雄	委員	26番	山内 知人	委員
----	-------	----	-----	-------	----

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 9名

1番	岩谷 裕子	委員	2番	成田 忠光	委員	4番	佐藤 耕一	委員
7番	小林 政貴	委員	8番	三上 悅治	委員	9番	平井 秀樹	委員
10番	進藤 司	委員	11番	石岡 千鶴子	委員	21番	小嶋 勇成	委員

出席事務局 9名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	吉田 秀樹
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局総務係長	高木 一誠
事務局岩木分室統括主査	浅利 敏江	事務局相馬分室主幹	藤田 徹
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命 議 事

- 議案第64号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第65号 農地転用許可に係る意見について
議案第66号 農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第67号 農用地利用集積計画の決定について
議案第68号 農用地利用集積計画策定の要請について

- 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第37号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第38号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 3 年 10 月 農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 3 番三上幸雄委員、26 番山内知人委員、2 名であります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員、8 番三上悦治 委員、9 番平井秀樹委員、10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子 委員、21 番小嶋勇成委員であります。ただいまの出席者数は 14 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。12 番小田桐明委員、24 番町田高司委員、25 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 64 号を議題といたします。議案第 64 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 64 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3,543 m²、畠 4 件 69,644 m²、合計 4 件 73,187 m²であります。また、使用収益権関係では、畠 2 件 9,335 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 10 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、成田忠光委員、三上幸雄委員、それに私、木村であります。申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それでは、議案第 64 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長	議案第 64 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 64 号は、許可することに決定いたします。次に、議案第 65 号を議題といたします。議案第 65 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	7 ページをお開き願います。議案第 65 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畳 1 件 466 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。9 ページをお開きください。受付番号 11 番について、ご説明いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地の代替地がない場合に限り許可となる農地区分となります。申請者がこの代替地について検討した結果、事業目的や面積等から近隣に代替地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 65 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 65 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 65 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 66 号を議題といたします。議案第 66 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	11 ページをお開き願います。議案第 66 号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係が、畳 1 件 94 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されており

事務局次長	ますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 8 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、電話塔移設工事に伴う作業スペースの一時的な利用に供することから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 66 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 66 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 66 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 67 号を議題といたします。議案第 67 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 67 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 34,448 m ² 、畑 2 件 11,960 m ² 、合計 4 件 46,408 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 72 番の譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長	それでは、議案第 67 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	議案第 67 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 67 号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 68 号を議題といたします。議案第 68 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 68 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 6,732 m ² 、畑 2 件 4,801 m ² 、合計 4 件 11,533 m ² であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 106 m ² であります。今回提出されました 5 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 4 件、貸借 1 件が整ったものであります。以上であります。
議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(な　し)
議　　長	それでは、議案第 68 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	議案第 68 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 68 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告第 36 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	23 ページをお開き願います。報告第 36 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 37,233 m ² 、畑 4 件 62,037 m ² 、合計 8 件 99,270 m ² であります。なお、届出理由につきましては 25 ページから 26 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 36 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

次に、報告第 37 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

27 ページをお開き願います。報告第 37 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が田 1 件 80 m²、畑 1 件 317 m² 合計 2 件 397 m² であります。なお、届出理由につきましては、29 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長

報告第 37 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

次に、報告第 38 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

31 ページをお開き願います。報告第 38 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 3,249 m² であります。なお、解約理由につきましては、33 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長

報告第 38 号について、御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 17 分]